

○湖北環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例

〔昭和44年3月15日〕  
条例第10号

改正 昭和46年3月26日 条例第13号 昭和49年7月24日 条例第1号  
昭和51年8月5日 条例第2号 昭和52年3月10日 条例第2号  
昭和62年2月23日 条例第1号 平成4年11月4日 条例第5号  
平成18年3月31日 条例第7号 平成30年2月1日 条例第2号

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬は、別表のとおりとする。

(支給時期)

第1条の2 報酬は次の区分により支給する。

- (1) 年額によるもの 3月（但し任期満了、失職又は死亡等により議員の職を離れたときはその都度）
- (2) 日額によるもの その職務執行のとき

(報酬額の算出)

第1条の3 議長及び副議長にはその選挙された当月から、議員にはその職についた当月からその在職期間に応じ報酬額を算出する。

- 2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職又は死亡等によりその職を離れたときは、その当月までの在職月数に応じ報酬額を算出する。
- 3 前2項によって算出した報酬の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、湖北環境衛生組合特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例（昭和44年条例第9号）の例による。
- 4 議長、副議長及び議員が招集に応じ、定例会、臨時会又は議会運営委員会若しくは特別委員会に出席したときは費用弁償として1日につき2,000円を支給する。

(規則への委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年3月15日から適用する。

附 則（昭和46年3月26日条例第13号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月24日条例第1号）

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月5日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月10日条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月23日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年11月4日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第7号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表

職 名	報酬の額	旅費の額
湖北環境衛生組合議会議長	年額 50,000円	管理者相当額
湖北環境衛生組合議会副議長	年額 47,000円	副管理者相当額
湖北環境衛生組合議会議員	年額 45,000円	副管理者相当額
湖北環境衛生組合監査委員	日額 6,000円	副管理者相当額